

第10回洋野町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 平成31年4月22日(月) 午後2時00分～2時52分

2 開催場所 洋野町役場大野庁舎 大会議室

3 出席委員 (13人)

1番 間澤 智子	2番 太内田 栄二	3番 源田 竹志
4番 林郷 ケイ子	6番 坂本 幸治	7番 舘野 栄子
8番 川崎 和志	9番 大粒来 清美男	11番 北村 卓也
12番 下田 博美	13番 馬場 賢一	14番 塩倉 健一
15番 高城 健一		

4 欠席委員 (2人)

5番 長根山 裕也 10番 軒 保

5 総会に出席した農地利用最適化推進委員 (13人)

上小路 鉄也	浜道 智	高谷 直樹	安藤 健吉
明戸 巖	坂澤 勉	山道 慶蔵	金澤 百年
柏木 淑子	川原 由次郎	林郷 永吉	下谷地 信子
塩倉 康美			

6 日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について

7 農業委員会事務局職員

事務局長	麥澤 光英
係長	猪石 秀美
主査	秋山 善一
主任	佐々木 えり子
主事	中里 利則

8 会議の概要

○議長 ただ今から、第10回洋野町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は、当席を含め13人です。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただちに会議を開きます。

.....

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1 議事録署名委員の指名について、を行います。

議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、6番 坂本委員、7番 館野委員を指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、両人を指名します。

.....

◎会期の決定

○議長 日程第2 会期の決定を行います。

会期は1日限りとすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りといたします。

○議長 それでは議事に入ります。

.....

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(会長) 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から番号2番までを一括上程いたします。詳細について、事務局から説明いたさせます。

○事務局 議長。

○議長 局長。

○事務局 議案書1ページをお開き願います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から番号2番についてご説明いたします。

申請人から提出のありました農地法第3条の規定による許可申請について本委員会の議決を求めるものであります。

番号1番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇〇番〇、地目 田、面積234㎡。洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇〇番〇、地目 田、面積1,010㎡。洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇〇番〇、地目 田、面積511㎡。洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇〇番〇、地目 田、面積499㎡。洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇番〇、地目 田、面積549㎡。洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇〇番、地目 田、面積523㎡。洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇〇番、地目 田、面積483㎡。洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇〇番、地目 田、面積514㎡。洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇〇番、地目 田、面積506㎡。洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇〇地目 田、面積503㎡。洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇〇番、地目 田、面積491㎡、合計11筆の5,823㎡であります。

権利区分は贈与で、譲受人の住所は、〇〇市〇〇〇〇目〇〇番〇〇号、〇〇〇〇、氏名は、〇〇〇〇氏、経営面積は0㎡で、農業従事者は、2人です。

譲渡人の住所は、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇、氏名は、〇〇〇〇氏、経営面積は、田 5,823㎡です。申請事由は後継者である孫に贈与しようとするものです。

当該土地への現地調査は、平成31年4月15日に□□委員、□□推進委員により行っております。お手元の 総会提出資料 1ページから4ページをご覧ください。

1ページは、位置図と現況写真で、写真は申請地の南東側から写したものです。

2ページは公図、3から4ページは許可申請にかかる調査書であり、6の農地法第3条第2項該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については問題がないと思われるものでございます。

議案書に戻りまして2ページをお開き願います。

番号2番の申請であります。許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇番、地目 田、面積4,354㎡。洋野町〇〇〇〇第〇〇地割字〇〇〇番 地目 畑、面積9,822㎡、合計で14,176㎡です。

権利区分は売買で、譲受人の住所は、〇〇市〇〇〇〇第〇〇地割〇〇番地 有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇氏、経営面積は、自作地、田2,967㎡、畑783,199㎡、計786,166㎡、借入地 田3,469㎡、畑444,867㎡、計448,336㎡で農業従事役員数2人です。

譲渡人の住所は、〇〇〇市〇〇第〇地割〇〇番地 〇〇〇〇氏、経営面積は 田4,354㎡、畑9,822㎡、計14,176㎡です。

申請事由は事業規模拡大のため譲り受けるものです。

当該土地への現地調査は、平成31年4月15日に□□委員、□□推進委員により行っております。お手元の総会提出資料5ページから8ページをご覧ください。

5ページは位置図と現況写真で、写真は申請地の北西側から写したものです。6ページは公図、7・8ページは許可申請にかかる調査書であり、6の農地法第3条第2項該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については問題がないと思われるものです。

以上説明と致します。よろしく願います。

○議長 事務局の説明が終わりました。

現地において調査いたしました推進委員から、現地調査を行った結果について報告願います。

番号1番について、□□推進委員願います。どうぞ

○推進委員 報告いたします。□□農業委員と共に4月15日、申請地の現地調査を行った結果について報告いたします。

この申請地は、譲渡人が高齢であることから、後継者である孫に贈与しようとするものです。

現地は、田として適正に使用されており、今後も継続して利用する予定であることから、許可しても問題ないと思います。

以上、報告といたします。

○議長 ありがとうございました。次に、番号2番について、□□推進委員、願います。

○推進委員 報告いたします。□□農業委員と共に4月15日、申請地の現地調査を行った結果について報告いたします。

この申請地は、譲受人が借り受けて利用していた農地を、買い受けようとするものです。

現地は、農地として適正に管理されており、許可しても問題ないと思います。

以上、報告といたします。

○議長 ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。

質疑に入る前に3条番号1番、番号2につきましたは、農地法の3条いわゆる農地のまま移動するものでございます。そして、許可については農業委員会が許可するものでございます。

これより質疑を行います。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、「議案第1号」を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から番号2番は、申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、議案第1号は、申請どおり許可することに決定いたしました。

.....

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長 次に、日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、番号1番を上程いたします。詳細について、事務局から説明いたさせます。

○事務局 議長。

○議長 局長。

○事務局 議案書 3ページをお開き願います。

議案第2号 農地法 第4条 の規定による許可申請 について、番号1番をご説明いたします。

申請人から提出のありました農地法第4条の規定による転用許可申請を県知事に進達するにあたり、係る意見をお願いするものであります。

許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇番〇、地目、畑、95㎡を、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地、〇〇〇〇氏が、自宅植栽スペースとして転用しようとするものであります。

当該土地の現地調査は、平成31年4月15日に、□□委員、□□推進委員よって行っております。お手元の、総会提出資料9ページから15ページをお願いします。

9ページは位置図と現況写真で、写真は申請地の西側から写したものであります。

10ページは公図、11ページは申請地の地番・地目及び隣接地の状況を表示する図面、12ページは配置図、13ページは転用事業計画書であります。

当該土地は、〇〇〇〇から北に約700mの位置にあり、〇側、〇側を畑、〇側を宅地、〇側を町道に囲まれた農地であり、転用による周辺農地への影響はないものと思われまふ。このことから位置的な問題はないものと考えます。

14・15ページをご覧ください。調査の結果、県知事に進達する意見書になります。

許可要件の状況であります。農地の種類は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地及び第3種農地に該当しない農地で、公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地に該当するその他第2種農地に分類されることを確認しております。転用目的が、庭木植栽スペースのためのその他施設用地としての転用で、周辺の農地に被害が生じる恐れはなく、農地種類と転用目的は問題ないと考えられます。

また、申請地の選定については、宅地に隣接した景観植栽スペースとしての必要最小面積を確保できる土地は当該地以外になく、代替性のないことを確認しております。

そのほか、4の(3)以降、農地転用許可基準に照らし、転用は適当であると見込まれるものであり、問題ないと考えられます。

なお、申請人は平成6年に農地法の手続きを熟知せず、宅地と隣接する農地に、つつじ等を植栽し住宅景観植栽スペースとして使用していたものであります。

このことから、手続きを行わず無断転用してしまったことに対して、反省の始末書が提出されております。

以上、説明と致します。よろしく申し上げます。

○議長 事務局の説明が終わりました。

現地において調査いたしました推進委員から、現地調査を行った結果について報告願います。

番号1番について、□□推進委員願いたします。

○推進委員 (説明)

□□農業委員と共に4月15日、申請地の現地調査を行った結果について報告いたします。

この申請地は、植栽スペースとして利用するための転用です。

申請地は、庭木として育てていたつじを居宅の新築後、転用許可が必要なことを知らずに移植して25年ほど経過した農地であります。追認による転用許可の申請です。今回の転用申請については、申請地の周囲の農地に与える影響はないと考えます。

移植前に転用許可申請していれば問題なく許可できたものと思いましたが、許可することはやむをえないと考えます。

以上、報告といたします。

○議長 ありがとうございます。現地調査の報告が終わりました。

質疑に入る前に、これは農地法4条で今事務局より説明があったとおり、県知事に対し意見を付してあげてやるものでございます。したがって許可は県知事が行うものでございます。また、今お話しがあったわけですが、今後とも皆様方に置かれましては農地法を順守しない知らないでやったものが出てくる場合があります。それを未然に防止していただきたい。これが我々の役目でございます。よろしく申し上げます。

これより質疑を行います。質疑、ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、「議案第2号」を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、番号1番は申請どおり許可することが適当であるということに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、議案第2号は、申請どおり許可することが適当であるという意見書を県知事に進達することに決定いたしました。

.....

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長 次に、日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番から番号2番までを、一括上程いたします。詳細については、事務局から説明いたさせます。

○事務局 議長。

○議長 局長

○事務局 議案書4ページをお開き願います。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番から番号2番についてご説明いたします。

申請人から提出のありました農地法第5条の規定による転用許可申請を県知事に進達するにあたり、かかる意見をお願いするものであります。

番号1番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇 〇番〇、地目 畑、面積は496㎡、洋野町〇〇第〇地割〇〇番地〇 持分2分の1 〇〇〇〇氏、持分2分の1 〇〇〇〇氏が、〇〇市大字〇〇字〇〇 〇番地〇、〇〇〇〇氏から 売買により一般個人住宅用地として転用しようとするものであります。

当該土地への現地調査は、平成31年4月15日に、□□委員、□□推進委員により行っております。お手元の総会提出資料16ページから24ページをご覧ください。

16ページは位置図と現況写真で、写真は申請地の南東側から写したものであります。17ページは公図、18ページは申請地の地番、地目及び隣接地の状況を表示する図面、19ページは配置図、20ページ・21ページは建物平面図、22ページは転用事業計画書であります。

当該土地は、〇〇〇 〇〇駅から西に約300mの位置にあり、〇側を宅地と畑、〇側を宅地、〇側を町道、〇側を雑種地に囲まれた農地で、転用しても隣接地への影響はないものと考えます。

23ページ、24ページをご覧ください。

調査の結果、県知事に進達する際、添付する意見書になります。

許可要件の状況であります。農地の種類は、300m以内に鉄道の駅が存する、第3種農地に分類されます。転用目的が住宅用地としての転用で、周辺農地への支障もなく農地種類と転用目的は問題ないものと考えられます。

また、申請地は町道に面した平坦な土地で、周囲は宅地化が進んでおり宅地に適した土地であり、譲受人の職場にも近く利便性が良いことから選定したものです。

そのほか、4の(3)以降、農地転用許可基準に照らし、転用は適当であると見込まれるものであります。

議案書に戻りまして、番号2番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇〇番〇、地目 畑 面積 391㎡を、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇 〇〇号、〇〇〇〇氏が、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地、〇〇〇〇氏から贈与により一般個人住宅用地として転用しようとするものであります。

当該土地への現地調査は、平成31年4月15日に、□□委員、□□推進委員により行っております。お手元の総会提出資料 25ページから32ページをご覧ください。

25ページは位置図と現況写真で、写真は申請地の南西側から写したものであります。26ページは公図、27ページは申請地の地番・地目及び隣接地の状況表示する図面、28ページは配置図、29ページは建物平面図、30ページは転用事業計画書であります。

当該土地は、〇〇〇 〇〇駅から〇に約700mの位置にあり、〇側、〇側、〇側を畑、〇側を町道に囲まれた農地で、転用しても隣接地への影響はないものと考えます。

31ページ、32ページをご覧ください。

調査の結果、県知事に進達する際、添付する意見書になります。

許可要件の状況であります。農地の種類は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地及び3種農地に該当しない農地で、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当する第2種農地に分類されます。転用目的が住宅用地としての転用で、周辺農地への支障もなく農地種類と転用目的は問題ないものと考えられます。また、申請地は、住宅化が進んでいる町道に面した造成不要な平坦な土地で、宅地化が進んでおり宅地に適した土地であり、当該地以外に適地がなく代替性がないことを確認しております。

そのほか、4の(3)以降、農地転用許可基準に照らし、転用は適当であると見込まれるものであります。

以上、説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長 事務局の説明が終わりました。

現地において調査いたしました推進委員から、現地調査を行った結果について報告願います。

番号1番、番号2番について、□□推進委員申し上げます。

○推進委員（説明）

□□農業委員と共に4月15日、申請地の現地調査を行った結果について報告いたします。

この申請地は、譲受人の現在の住宅が手狭になったことによる住宅建築のための転用です。

現地は休耕中の農地で、適正に管理されておりました。

夫婦の職場の近くで申請地のような条件で住宅建築できる場所は現地以外になく、この場所に建築するとのことです。今回の転用申請については、申請地の周囲の農地に与える影響はないと考えますので、許可しても問題ないと思います。

続きまして、□□農業委員と共に4月15日、申請地の現地調査を行った結果について報告いたします。

この申請地は、譲渡人が、譲受人である孫に住宅建築用地として贈与するための転用です。

現地は休耕中の農地で、適正に管理されておりましたが、譲渡人の近くに住宅建築できる所有地は現地以外になく、立地条件が最適であることからこの場所に建築するとのことです。

今回の転用申請については、申請地の周囲の農地に与える影響はないと考えますので、許可しても問題ないと思います。

以上、報告といたします。

○議長 ありがとうございます。現地調査の報告が終わりました。

質疑に入る前に、5条でございますが、これが転用そして所有権移転を伴うものが5条でありまして、4条とは微妙に違っております。4条は農地のまま転用をする。さらに、これも県知事に対し意見を付けてあげてやる案件でございます。

よれではこれより質疑を行います。質疑、ございませんか。

○□□委員 はい

○議長 □□委員どうぞ

○□□委員 番号2番の合計が違ってないか。

○議長 番号2番合計391㎡が正しいのか。

○事務局 局長 はい、391㎡でございます、合計391㎡にご訂正をお願いします。大変失礼しました。

○議長 よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」の声）

○議長 会長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、「議案第3号」を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（会長） 異議なしと認め、採決いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番、番号2番は申請どおり許可することが適当であるということに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（会長） 異議なしと認め、議案第3号は、申請どおり許可することが適当であるという意見書を付して県知事に進達することに決定いたしました。

.....

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長 次に、日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、所有権移転、番号1番、利用権設定番号1番から番号2番を一括上程いたします。

詳細について、事務局より説明いたさせます。

○事務局 議長。

○議長 事務局長。

○事務局 局長 議案書5ページをお開き願います。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定について本委員会の審査決定を、洋野町長より求められたもので、所有権移転1件、利用権設定2件の審議をお願いするものであります。

なお、町長からの通知書の写しは、総会提出資料33ページにありますので、後刻ご覧いただきたいと思っております。

議案書6ページは、農用地利用集積計画総括表であります。詳細につきましては、7ページからの各筆明細で説明いたします。

所有権移転 番号1番であります。所有権の移転を受ける者の氏名及び住所は、株式会社 ○○○○、代表取締役 ○○○○氏 洋野町○○第○○地割○○番地○、所有権の移転をする者の氏名及び住所は、○○○○ ○○○○ ○○○ ○○○○氏、○○市○○○○番○号、所有権を移転する土地、洋野町○○第○○地割字○○○番○、地目 畑、207 m²。 洋野町○○第○○地割字○○○○番○○、地目 田、面積3,579 m²。 洋野町○○第○○地割字○○○○番、地目、田 面積1,875 m²。 洋野町○○第11地割字○○ ○○番、地目 田 面積2,081 m²。 洋野町○○第○○地割字○○番、地目 田 面積2,143 m²。 洋野町○○第11地割字○○ ○○番、地目 田 面積2,012 m²。 洋野町○○第○○地割字○○ ○○番、地目、田、面積1,971 m²。 洋野町○○第11地割字○○ ○○番、地目 田 面積1,807 m²。 洋野町○○第○○地割字○○ ○○番、地目 田 面積1,502 m²。 洋野町○○第○○地割字○○ ○○番、地目 田 面積559 m²。 洋野町○○第○○地割字○○ ○○番31、地目、田、面積3,736 m²。 洋野町○○第○○地割字○○ ○○番○○ 地目、田、面積1,499 m²、合計12筆、22,971 m²であります。

所有権の移転の内容ですが、利用目的 普通畑及び水田、所有権の移転時期 平成31年5月24日、対価○○○○○○円、対価の支払方法 口座振込、対価の支払期限及び引渡の時期 平成31年5月24日となっております。8ページの2共通事項は省略させていただきます。

次に、議案書9ページをお開き願います。

利用権設定 番号1番であります。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、○○○○氏 洋野町○○第○○地割○○番地○、利用権を設定する者の氏名及び住所は、○○○○氏 洋野町○○第○○地割○○番○、利用権を設定する土地、洋野町○○第○○地割○○番○、地目 畑、面積30,067 m²、1筆であります。

設定する利用権として、利用権の種類は賃貸借、内容は、畑、始期は平成31年5月1日、存続期間は平成32年4月30日までの1年間で、借賃10a当たり年額○○○○円、借賃の支払方法は口座振り込みとなっております。

10ページ2共通事項及び3利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等は省略させていただきます。

次に、議案書12ページをお開き願います。

利用権設定番号2番であります。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、○○○○氏 洋野町○○第○地割○○番地、利用権を設定する者の氏名及び住所は、○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○氏、○○市○○町○○番○○号、利用権を設定する土地、洋野町○○字○○ ○○番、地目 畑 面積18,971 m²、1筆であります。

設定する利用権として、利用権の種類は賃貸借、利用目的は、普通畑、始期は平成31年5月1日、存続期間は平成33年11月30日までの3年で借賃○○○○○○円、借賃の支払方法は毎年11月30日までに口座へ振込むものとなっております。13ページの2共通事項は省略させていただきます。

以上、説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑、ございませんか。

(「意義なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、所有権移転番号1番、利用権設定番号1番から2番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

.....

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長 次に、日程第7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について、事務局から報告いたさせます。

○事務局 議長

○議長 局長

○事務局 議案書14ページを お開き願います。

この案件は、農地法関係事務処理要領により、「相続などにより 農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得」したことの届出に対し、「審査のうえ速やかに受理不受理を決定し、届出者に対し通知しなければならない」と定められているものであります。

届出のあった番号1番から番号4番までの4件につきまして、審査したところ、内容、書類ともに適正であったことから、届出者に対し、受理通知書を交付したものであります。

届出のあった4件については、権利を取得した事由は、全て相続であり、あっせん希望の有無は、4件とも無しで提出されております。

関係資料は、総会提出資料34ページから37ページとなっておりますので、後刻、ご覧いただきたいと思っております。

以上、報告といたします。よろしく お願いいたします。

○議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について終わります。

○議長

これで、本日の案件は全部終了いたしました。

以上をもちまして、第10回洋野町農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

平成 31 年 4 月 22 日 開 議

第 1 0 回 洋 野 町 農 業 委 員 会 総 会

議 事 録 署 名

会 長

間澤委員

1 番

林郷委員

4 番